

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公表番号】特表2016-520509(P2016-520509A)

【公表日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2016-042

【出願番号】特願2016-513336(P2016-513336)

【国際特許分類】

C 03 C 12/00 (2006.01)

C 03 C 3/085 (2006.01)

A 61 K 6/027 (2006.01)

【F I】

C 03 C 12/00

C 03 C 3/085

A 61 K 6/027

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年11月17日(2017.11.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス粒子を含む粒状ガラス充填剤であって、前記ガラス粒子が、マクロガラス粒子の外表面上に位置するミクロガラス粒子との結合を有する中心に位置するマクロガラス粒子を含有し、結合が前記粒子の材料からなり、且つガラス粒子の屈折率nが、n = 1.50 ~ 1.60の範囲である、前記粒状ガラス充填剤。

【請求項2】

結合が前記マクロガラス粒子の材料からなる、請求項1に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項3】

前記マクロガラス粒子が、バリウム及び/又はストロンチウムを含む歯科ガラスから選択される、請求項1又は2に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項4】

前記マクロガラス粒子が、650よりも低い転移温度を有する歯科用ガラスから選択される、請求項1から3までのいずれか1項に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項5】

前記マクロガラス粒子がn = 1.50 ~ 1.58の範囲の屈折率nを有する、請求項1から4までのいずれか1項に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項6】

前記マクロガラス粒子のサイズが、200 ~ 600nm、特に400nm + / - 100nm、更に好ましくは+/-50nmの範囲である、請求項1から5までのいずれか1項に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項7】

前記マクロガラス粒子が、ケイ酸バリウムアルミニウムガラス及び/又はケイ酸ストロンチウムアルミニウムガラスを含む歯科用ガラスから選択される、請求項1から6までのいずれか1項に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項8】

前記ミクロガラス粒子が、 $n = 1.52 \sim 1.59$ の範囲の屈折率を有する、請求項 1 又は 2 に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項 9】

前記ミクロガラス粒子が、700 よりも高い転移温度、特に 750 よりも高い、800 よりも高い転移温度を有する歯科用ガラスセラミックスから選択される、請求項 1 又は 2 に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項 10】

前記ミクロガラス粒子のサイズが 100 ~ 300 nm、特に 200 nm + / - 50 nm、更に好ましくは 180 nm + / - 50 nm の範囲である、請求項 1 又は 2 又は請求項 8 から 9 までのいずれか 1 項に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項 11】

前記ガラス粒子の平均粒径が、0.2 ~ 1.0 μm の範囲、特に 0.3 ~ 0.6 μm の範囲である、請求項 1 から 10 までのいずれか 1 項に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項 12】

ガラス充填剤が非晶質である、請求項 1 から 11 までのいずれか 1 項に記載の粒状ガラス充填剤。

【請求項 13】

請求項 1 から 12 までのいずれか 1 項に記載の粒状ガラス充填剤の製造方法であって、以下の工程：

I . 屈折率 $n = 1.50 \sim 1.60$ を有するガラス充填剤を好適な溶媒を用いて分散する工程

I I . 450 ~ 800 で分散したガラス充填剤を焼結し且つ溶接する工程

I I I . 焼結したガラス充填剤を室温に冷却する工程

I V . 溶接した充填剤を好適な溶媒に分散する工程

V . 前記ガラス充填剤を乾燥させる工程

を含み、

その際、ガラス粒子を含む粒状ガラス充填剤が得られる、前記製造方法。